

第 4号議案 蒲郡市介護保険条例の一部改正について

介護保険の主な改正点

- 1 65歳以上の介護サービス費用に対する負担割合の引き上げ（19%から20%へ）
- 2 所得段階設定について、負担能力に応じた細かな対応をするため7段階を9段階に設定
 - ①「市民税本人非課税」を年金収入と合計所得金額の合計額が80万円により2つに区分
 - ②「本人課税世帯」の所得区分を3つから4つに区分
- 3 施設入所待機者の現況から地域密着型施設（3施設）の建設を介護保険事業計画に設定
- 4 介護従事者の処遇改善を目的とした介護報酬の改定（3%）
- 5 介護報酬改定に伴い介護保険料の大幅な上昇を抑えるため、国から介護従事者処遇改善臨時特例交付金として、平成21年度においては改定による保険料の上昇分、平成22年度においては、保険料上昇分の半分が交付されるため、介護保険料を年度ごとに設定

改定前				改定後							料率	
区分	所得要件			保険料	区分	所得要件			保険料			
									平成21年度	平成22年度		平成23年度
第1段階	生活保護受給者等			21,708円	第1段階	生活保護受給者等			23,886円	24,204円	24,516円	0.5
第2段階	市民税本人非課税	市民税	非課税世帯 収入80万円以下	21,708円	第2段階	市民税本人非課税	市民税	非課税世帯 収入80万円以下	23,886円	24,204円	24,516円	0.5
第3段階			収入80万円超	32,562円	第3段階			課税世帯 収入80万円超	35,829円	36,306円	36,774円	0.75
第4段階	市民税本人非課税	市民税	課税世帯	43,416円	第4段階	市民税本人非課税	市民税	課税世帯 収入80万円以下	42,994円	43,567円	44,128円	0.9
					第5段階			課税世帯 収入80万円超	47,772円	48,408円	49,032円	1.0
第5段階	所得200万円未満			54,270円	第6段階	所得125万円未満			57,326円	58,089円	58,838円	1.2
					第7段階	所得200万円未満			59,715円	60,510円	61,290円	1.25
第6段階	所得500万円未満			65,124円	第8段階	所得500万円未満			71,658円	72,612円	73,548円	1.5
第7段階	所得500万円以上			69,465円	第9段階	所得500万円以上			76,435円	77,452円	78,451円	1.6

備考

- 1 収入とは、課税年金収入額と合計所得金額の合算額をいう。
- 2 所得とは、合計所得金額をいう。